

第1章

我が国における再犯防止対策



第1節 政府の再犯防止対策

我が国の刑法犯の認知件数は、戦後長い間年間140万件前後で推移していたが、1996年（平成8年）以降増加の一途をたどり、2002年（平成14年）には約285万件と7年連続で戦後最多を記録することとなった。この状況を受けて、政府は、国民の安全・安心な暮らしを守るべく、2003年（平成15年）から犯罪対策閣僚会議を開催することとした。犯罪対策閣僚会議は、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的とするものであり、全閣僚を構成員として内閣総理大臣が主宰する会議である。

犯罪対策閣僚会議において、政府は、2003年12月、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」を含む治安回復のための3つの視点と、「社会全体で取り組む少年犯罪の抑止」、「治安回復のための基盤整備」等の犯罪情勢に即した5つの重点課題を掲げた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」（資1-1参照）を策定した。それ以降、政府は、警察官等治安の維持に当たる公務員を大幅に増員し、地域における防犯ボランティア団体に対する支援を充実するなどして、国民と一体となって身近な犯罪の抑止に取り組んだ。

資1-1

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画
－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」概要犯罪に強い社会の実現のための行動計画
～「世界一安全な国、日本」の復活を目指して～

治安回復のための3つの視点

- ① 国民が自らの安全を確保するための活動の支援
- ② 犯罪の生じにくい社会環境の整備
- ③ 水際対策を始めとした各種犯罪対策

計画の年限・目標・推進方策

- ・ 今後5年間を目途に、国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の危機的状況を脱する。
- ・ 国民、事業者、地方自治体等の協力を得つつ着実に施策を推進
- ・ 必要に応じて計画や施策を検証・見直し

犯罪情勢に即した5つの重点課題

① 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止

- 1 地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現
- 2 犯罪防止に有効な製品、制度等の普及促進
- 3 犯罪被害者の保護
（具体的施策）
 - ・ 空き交番の解消（勤務員の増員、交番の配置見直し、交番相談員の活用）
 - ・ 自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体の支援
 - ・ 犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備・管理

② 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

- 1 少年犯罪への厳正・的確な対応
- 2 少年の非行防止につながる健全な育成への取組
- 3 少年を非行から守るための関係機関の連携強化
（具体的施策）
 - ・ 少年法制とその運用上の問題点に関する検討
 - ・ 非行防止教室等の教育・啓発による少年の規範意識の向上
 - ・ 学校、児童相談所、警察、NPO等との連携によるサートームの普及促進

③ 国境を越える脅威への対応

- 1 水際における監視、取締りの推進
- 2 不法入国・不法滞在対策等の推進
- 3 来日外国人犯罪捜査の強化
- 4 外国関係機関との連携強化
（具体的施策）
 - ・ 国際空港における連携体制の確立、盗難自動車等の不正輸出の防止
 - ・ 査証・在留資格審査の厳格化
 - ・ 留・就学生等の受入れに関する諸対策の推進、日系外国人の就労・就学支援
 - ・ 中国関係機関との連携の強化

④ 組織犯罪等からの経済、社会の防護

- 1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進
- 2 薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現
- 3 組織的に敢行される各種事犯の対策の推進
- 4 サイバー犯罪対策の推進
（具体的施策）
 - ・ 組織犯罪に対する有効な捜査手法等の活用・検討
 - ・ 薬物密輸の水際での阻止、薬物密売組織の壊滅
 - ・ ヤミ金融事犯の撲滅に向けた対策、模倣品・海賊版対策の推進
 - ・ 国際組織犯罪防止条約・サイバー犯罪条約の早期締結及び関連法の整備

⑤ 治安回復のための
基盤整備

- （具体的施策）
- ・ 地方警察官、検察官、税関職員、海上保安官等、麻薬取締官の増員
 - ・ 刑務所等矯正施設、留置施設の過剰収容の解消
 - ・ 出入国管理に係る体制・施設・装備等の充実強化
 - ・ 先進的な捜査技術の確立、犯罪の発生原因の総合的分析の推進

出典：首相官邸ウェブサイトから引用。

こうした取組の成果もあって、2007年（平成19年）には刑法犯の認知件数が10年ぶりに200万件を下回り、少年犯罪への対応をより厳正・的確に行うことで少年犯罪も2003年の約14万4千件から2007年には10万3千件まで減少するなど、治安の改善がみられた。

しかし、その一方で、2004年（平成16年）から2005年（平成17年）にかけて刑務所出所者等による重大再犯事件が立て続けに発生したほか、刑法犯により検挙された再犯者が2006年（平成18年）に14万9,164人と最多となった。また、法務総合研究所が1948年（昭和23年）から2006年までの間に裁判が確定した犯歴100万人を調査した結果、人数においては全犯罪者の3割である再犯者が、件数においては全犯罪の6割を実行している状況となっていることも明らかとなった。

2008年（平成20年）、政府は、一度犯罪をした者による犯罪をどのように防止するかが、犯罪対策上避けては通れない重要課題であるとの認識のもと、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」を策定し、国民、事業者、地方公共団体の協力を得つつ「犯罪者を生まない社会の構築」等の犯罪情勢に即した7つの重点課題に取り組むこととした。具体的には、刑務所出所者等の再犯防止対策として、安定的な収入を確保できない者等に対して就労を促進することや、高齢や障害等により自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制を整備することなどを積極的に行った。

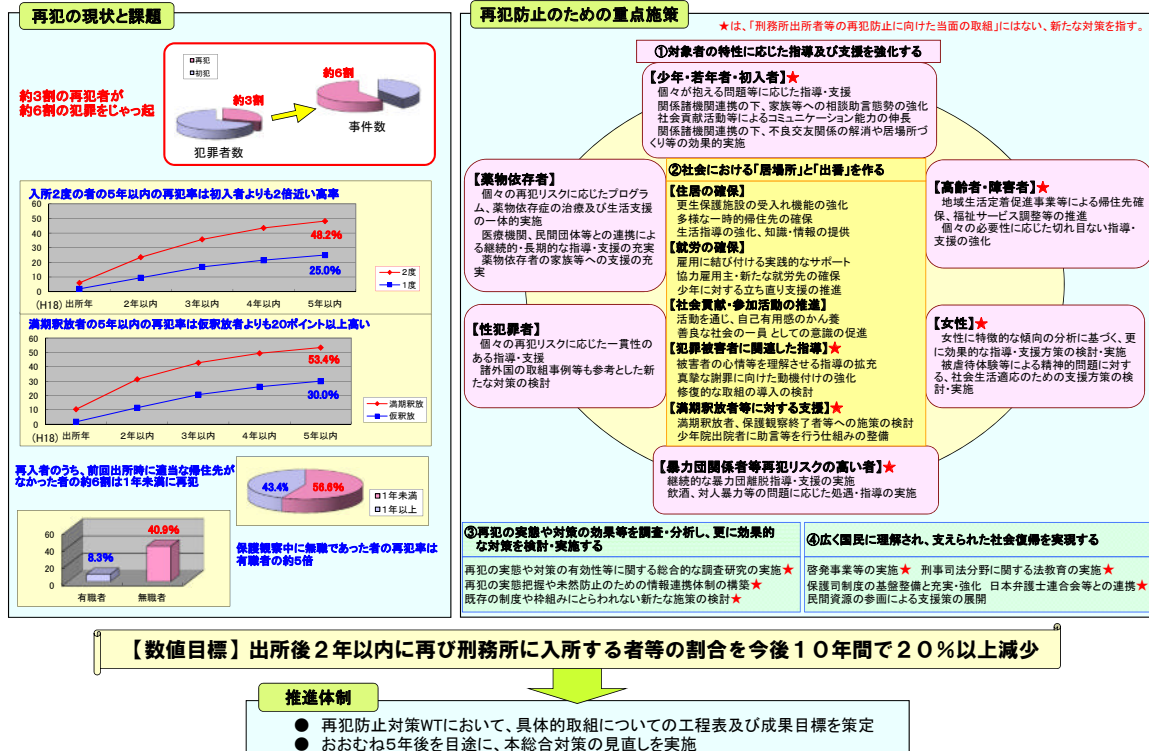
こうした取組を進める中で、再犯防止対策として、特に、社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の帰住先や就労先を確保することや、薬物依存、高齢、障害等といった特定の問題を克服するための支援をすることが急務であると認識されるようになった。そこで、政府は、2010年（平成22年）12月、関係省庁が緊密に連携し、刑務所出所者等の社会復帰支援を始めとした総合的な再犯防止対策を検討、推進するため、犯罪対策閣僚会議の下に内閣官房副長官を議長とする「再犯防止対策ワーキングチーム」を設置し、政府全体で再犯防止対策に取り組む体制を構築した。そして、2011年（平成23年）7月、短期間に集中的に取り組むべき施策として「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を策定し、関係省庁が連携して喫緊の課題に取り組んだ。

さらに、刑務所出所者等の再犯を効果的に防止するためには、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続することが必要であることから、2012年（平成24年）7月、政府は、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として、「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という。資料1-2参照）を犯罪対策閣僚会議において決定した。総合対策においては、政府全体として取り組むべき4つの重点施策として、「対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する」、「社会における「居場所」と「出番」を作る」、「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する」及び「広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する」を掲げるとともに、我が国の刑事政策で初めて再犯防止対策の具体的な数値目標を設定することとした。その数値目標とは、刑務所出所者等の再犯防止における対策の効果ができる限りの確に捉えるため、「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を2021年（平成33年）までに20パーセント以上減少させる」というものである。

資1-2

「再犯防止に向けた総合対策」概要

「再犯防止に向けた総合対策」（概要）



出典：法務省資料による。

2013年（平成25年）12月、政府は、2020年（平成32年）のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に犯罪対策閣僚会議において策定された「「世界一安全な日本」創造戦略」（資1-3参照）を閣議決定した。その柱の一つとして「犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進」を位置付け、対象者の特性に応じた指導及び支援の強化、住居と就労の確保による社会復帰支援の充実及び保護司に対する支援の充実等に取り組むこととした。

資1-3

「世界一安全な日本」創造戦略 概要

「世界一安全な日本」創造戦略①～背景～

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会と治安

我が国の良好な治安は、2020年オリンピック・パラリンピック開催国の決定においても大きな強み

- オリンピック開催は、
 - 震災からの復興
 - 「強い日本」としての自信を取り戻すのための重要な契機



「世界一安全な国、日本」の創造

- 国民が安心して暮らせる国であることを実感
- オリンピック開催時には、世界各国の訪問者も共に安心してその感動を共有



良好な治安は国民生活の安全と社会・経済の発展に寄与

我が国のサイバーセキュリティ能力を高めることにより、「世界最高水準のIT社会」を実現



海外における企業活動を含めた様々な社会・経済活動の安全の確保

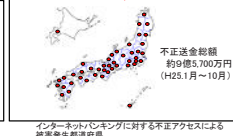
若者・女性をはじめ国民一人一人が積極的に活躍する前提としての安全な環境の確保

良好な治安の確保は、都市競争力の向上や産業立地競争力の向上に寄与

治安の現状

重大な脅威が出現

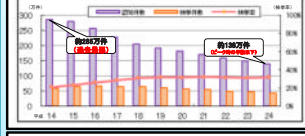
サイバー犯罪・サイバー攻撃



国際テロ



刑法犯認知件数の推移

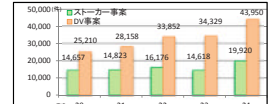


暴力団情勢

- 東日本大震災に係る復旧・復興事業への暴力団の介入
- 九州北部における事業者襲撃事件の発生



女性に対する暴力事案



社会意識に関する世論調査（25年1月内閣府調査）

- ・ 約5割が「日本の誇り」として「治安の良さ」を回答（第1位）

治安に関する特別世論調査（24年7月内閣府調査）

- ・ 約4割が日本は「安全・安心な国」ではないと認識
- ・ 約8割が最近の治安は悪くなったと認識

「世界一安全な日本」創造戦略②～施策～

目標

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた今後7年間に視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成

「世界一安全な国、日本」の実現

第1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

- 日本版NCFTAの創設による産学官連携
- 民間事業者の知見の活用や外国捜査機関等との連携によるサイバー犯罪等への対処能力の向上
- 通信履歴（ログ）の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討
- ネットバンキング等に対する不正アクセス対策の推進



第2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

- 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- 在外邦人保護対策の強化
- 日米間等の関係国間の情報交換による連携の強化



第3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

- 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化
- 刑務所出所者等の住居の確保の推進
- 協力雇用主等に対する支援の推進
- 保護司制度の基盤強化



第4 社会を脅かす組織犯罪への対処

- 東日本大震災からの復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物等新たな乱用薬物への対応、薬物密輸の水際阻止の強化
- FATF勧告等を踏まえたマネー・ローndリング等対策の強化



第5 活力ある社会を支える安全・安心の確保

- ストーカー・配偶者からの暴力事案対策、特殊詐欺被害防止対策等の推進
- いじめ問題・児童虐待への対応の強化
- 防犯ボランティア活動に対する支援等の充実
- 防犯カメラ、CP部品等の普及促進等の推進
- 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進



第6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

- インテリジェンス機能の強化等による厳格な出入国管理
- 不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進



第7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

- 治安関係機関の増員等の人的基盤の強化
- 女性の視点を一層反映した組織運営
- 時代に即した新たな捜査手法の導入



また、2014年（平成26年）12月には、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(以下「宣言」という。資1-4 参照) を犯罪対策閣僚会議において決定した。宣言においては、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることを自然にできる社会にすることを目指し、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保に向けた具体策を示すとともに、2020年までに「犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業」の数を3倍にする、「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる」という数値目標を設定した。

資1-4

「宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」概要

宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を成功させるためには、「世界一安全な国、日本」の構築が不可欠。

刑務所出所者等の再犯防止対策は重要な課題。

出所者等の「仕事」と「居場所」の確保は再犯防止のカギ。政府一丸となった取組と国民の理解・協力が不可欠。

目標

犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れる(RE-ENTRY)ことが自然にできる社会にする

1 2020年までに出所者等の事情を理解した上で雇用している企業数を3倍にする。

→ 犯罪や非行をした者がより多くの企業で雇用され、立ち直れる社会へ



2 2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。

→ 犯罪や非行をした全ての者の社会での居場所が確保され、立ち直れる社会へ



※ 従前より、1に1より700人の再犯が、2に1より300人の再犯がそれぞれ防止される(試算)

現状 一部の中小企業や保護司等の民間協力者が、社会で出所者等を受け入れ、支えている

■ 出所者等の事情を理解した上で雇用している企業の伸び悩み

314社(H22.4.1) → 472社(H26.4.1)

保護観察終了時、無職だった者の再犯率は、仕事に就いていた者の4倍

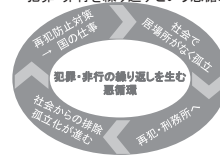
■ 刑務所等から出所したものの、帰るべき場所がない者が6,368人

再入者のうち、出所時に適当な帰る場所がなかった者の約55%は1年未満で再犯

出所者等が社会で孤立するのを防ぎ、犯罪・非行からの立ち直りを支える好循環へ



出所者等は社会で孤立し、犯罪・非行を繰り返すという悪循環に



「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」に基づく取組の概要

受刑者や非行少年が抱える問題 (保護司アンケート(平成24年版犯罪白書を基に作成))

仕事	居場所
・粘り強さや対人関係能力等の資質に問題がある ・求人・雇用情報や自分の問題に合った公的支援を見つけることができない ・基礎的な学力や仕事上求められる技能・技術が不足している	・本人の資質に問題があり家族のもとに住み続けられない ・家族の側に問題があり家族のもとに住み続けられない ・保証人や契約時に必要なお金がないため入居を断られる
社会的な取組	社会における居場所づくり
社会復帰に向けた指導・訓練 社会のニーズに合った職業訓練・指導 ・人材不足が顕在化している業種において求められる技能・資格等を習得させるための職業訓練・指導の充実 ・基礎学力や高等学校卒業程度認定試験の合格率向上に向けた教科指導の充実 職業観や社会常識の付与 ・職業観やマナー等社会人として求められるスキルの習得 出所後のスムーズな社会適応を目指した指導 刑事施設等における高齢・障害のある受刑者等に対する身体機能や生活能力の維持・強化のための指導及び支援の充実	社会での受け入れに向けた調整 求人・求職のマッチング ・ハローワークを通じた求人・求職のマッチングの更なる強化 ・刑務所等収容段階では、1人1人の特性に応じて、就労に向けた支援を行うとともに、出所後も職場定着に向けた支援を行うなど、寄り添い型の援助を行う体制整備 自立が難しい受刑者等のシームレスな支援 矯正施設・保護観察所・地域生活定着支援センター等が連携して、生活環境の調整、支援を刑務所等収容中から社会復帰後まで切れ目なく実施できる体制の整備・充実 社会における居場所づくり 出所者等を雇用した企業に対する支援 ・出所者等を雇用しやすくするための経済的支援策等の拡充 ・企業が安心・継続的に出所者等を雇用できるサポート体制の構築 国・地方公共団体における雇用の促進 国(法務省、厚生労働省)における保護観察対象少年の雇用事例を参考に、国・地方公共団体における雇用を展開 社会での一時的な居場所の確保・拡充 更生保護施設の機能強化や自立準備ホーム等の拡充 出所者等の相談体制の充実 出所者等に対する公的支援に関する情報提供や、生活上の悩み等の相談・助言を受けることができる体制の充実 ソーシャルビジネスとの連携

広報・啓発 ～社会を明るくする運動の強化～

社会を明るくする運動(主唱・法務省)を政府全体の活動として力強く展開する。

- ・再犯の実態や対策の必要性等に関する広報・啓発活動を戦略的に進める。
- ・再犯防止活動の関係者が相互に情報交換し、交流する。活動が広がる。

経済界

出所者等の雇用先の拡大

政府と緊密に連携を図りながら、経済界を挙げて、出所者等を雇用することの社会的意義や支援策等について認識の共有を図るとともに、出所者等の積極的な雇用の推進に取り組む。



地方公共団体

出所者等の円滑な社会復帰に向けた支援体制

出所者等に対する就労・住居支援を始めとする再犯防止に向けた独自の取組を行う地方公共団体の先進事例や関連施策等に関し、全国的に情報を共有し、それぞれの支援体制や広報・啓発体制を強化する。

国民

再犯防止活動への理解・協力

出所者等を社会で受け入れる必要性等について理解をした上で、再犯防止活動に直接・間接的に参加・協力する人が増える。

出典：法務省資料による。

宣言決定後、犯罪や非行をした者を実際に雇用する企業の数が増加するなど、犯罪や非行からの立ち直りを支える民間の支援の輪は着実に広がった。しかし、その一方で、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる現状があった。そこで、2016年（平成28年）7月、政府は、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」(資1-5 参照)を犯罪対策閣僚会議において決定し、こうした者の立ち直りに向けた“息の長い”支援に関する施策に取り組むこととした。

資1-5

「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」概要
薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策
～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

安全・安心な暮らしを脅かす薬物犯罪の増加、高齢者犯罪の増加と受刑者の高齢化。
刑事司法と地域社会の狭間で、必要な支援を受けられないまま再犯に及ぶ者の存在。

**2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や高齢犯罪者等の
立ち直りを支えるネットワークを構築**
薬物依存者

薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と
医療機関による治療等を一貫して実施

**矯正施設・保護観察所による一貫性のある
プログラムの実施**

認知行動療法に基づく薬物依存からの回復に向けたプログラムの実施、処遇情報の共有等による指導の充実、指導者の育成・確保を推進。
保護観察所の指導体制の整備を推進。

薬物依存症の治療拠点となる
医療機関の全国的な整備

依存症治療拠点機関等におけるモデル事業の成果をもとに、薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備を推進。

▶ 薬物依存の問題を抱える全ての保護観察対象者等が、薬物依存からの回復に必要な専門的な指導や医療機関による治療等を受けられるようにする。

高齢犯罪者等

地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において実施

刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実

犯罪をした高齢者・障害のある者等を、適切な時期に福祉サービス等につなげられるよう、警察、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法機関と福祉関係者の連携を強化。

高齢化等の環境変化に対応した刑務所等の処遇の展開

高齢化等に対応した刑事司法関係施設の環境整備を推進。
矯正施設と地域の企業・関係団体とが連携した指導・支援等を行う地域支援ネットワークを構築。
刑務所等収容段階から地域社会での作業等に従事させ、社会適応に必要な技能等を修得させる場の創設を推進。

▶ 立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に支援を受けられるようにする。

民間活動

立ち直りに向けた“息の長い”支援に取り組む民間活動の推進

更生保護施設の人的体制の強化と通所による“息の長い”処遇の実施

更生保護施設の人的体制の強化による受入れや処遇機能の強化
施設退所後も、通所により必要な指導・支援を受けられる“息の長い”処遇の全国展開

再犯防止や立ち直り支援の活動に取り組む民間協力者への支援の強化

▶ 刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現する。



更生保護施設を視察し、入所者に声を掛けられる安倍総理大臣（H27.12）

第2節 再犯防止推進法の制定

1 制定の経緯

再犯防止のためには、犯罪や非行を未然に防止する取組を着実に実施することや、捜査・公判を適切に運用することで適正な科刑を実現することはもとより、犯罪や非行をした者が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することが重要である。しかし、犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、し癆、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がおり、こうした多岐にわたる課題に対応するためには、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていた。こうしたことから、生きづらさを抱える犯罪をした者等を地域社会で孤立させないための「息の長い」支援等を行うためには、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直し、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題となっていた。

そのような中、2014年（平成26年）、2020年（平成32年）のオリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、国を挙げて再犯防止のための施策に取り組むために、党派を超えた国会議員らによる再犯防止を推進する基本法の制定に向けた検討が開始された。再犯防止に関する様々な課題の検討に当たっては、法務省のみならず、警察庁、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等多くの関係省庁が議論に加わり、2016年（平成28年）12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が制定され、同月施行された。

なお、再犯の防止等に関する取組は、2015年（平成27年）に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）にうたわれている「誰一人取り残さない」社会の理念に合致する国際社会が目指す方向に沿った取組でもある。また、2020年に我が国において開催される、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の会議である第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）においても、再犯防止が重要論点の一つとされている。

2 推進法の概要

推進法（資1-6（P11）参照）は、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている（推進法第1条）。

推進法が定める基本理念は次のとおりである（推進法第3条）。

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保することができない等のため、円滑な社会復帰が困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構築する一員となることを支援すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であること。
- 4 犯罪や非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずること。

また、推進法は、国が再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務を負うことを明ら

かにするとともに、これまで国、特に刑事司法関係機関が主に担っていた再犯防止対策の実施について、国だけでなく地方公共団体も負うことを明確化している（推進法第4条）。さらに、国及び地方公共団体と民間協力者との連携を一層促進することも規定している（推進法第5条）。そして、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間として定めている（推進法第6条）。

政府は、推進法に基づき、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、再犯防止推進計画を定めなければならないとされ、再犯防止推進計画では、次の事項を定めなければならないとされている（推進法第7条）。

- 1 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 2 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
- 3 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 4 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制その他の関係機関の体制の整備に関する事項
- 5 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

加えて、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされている（推進法第8条）。

推進法は、基本的施策として国の施策についても規定している。

まず、再犯防止に向けた教育及び職業訓練の充実について、次のとおり規定している。

- ① 犯罪をした者等に対する指導及び支援は、矯正施設内及び社会内を通じ、犯罪をした者等の特性を踏まえて行い、指導に当たっては、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促し、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意すること（推進法第11条）。
- ② 犯罪をした者等の就労を支援するため、矯正施設においては、勤労意欲を高め、職業上有用な知識や技能を習得させる作業を実施し、矯正施設内及び社会内を通じた効果的な職業訓練や就職のあっせん、就労及びその継続に関する相談・助言等を行うこと（推進法第12条）。
- ③ 非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院等の関係機関と学校、家庭、地域社会、民間の団体等が連携した指導及び支援、教育上必要な支援を実施すること（推進法第13条）。

また、職業・住居の確保及び保健医療・福祉サービスの利用に係る支援について、次のとおり規定している。

- ① 就業の機会の確保として、協力雇用主^{※1}について、予算の適正な使用に留意しつつ、国との契約に当たっての受注機会の増大を図るよう配慮すること。また、国が犯罪をした者等を雇用することを推進するなどして犯罪をした者等の就業の機会の確保や就業の継続を図ること（推進法第14条）。
- ② 犯罪をした者等のうち、住居や食事など健全な社会生活を営むために必要な手段を確保できないために改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、宿泊場所や食事を提供するとともに、犯罪をした者等の住居の確保を支援するため、公営住宅への入居において配慮すること（推進法第15条）。
- ③ 更生保護施設に対しては、その整備及び運営に関し、財政上の措置や情報の提供などを行うこと（推進法第16条）。
- ④ 犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等に対しては、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービ

※1 協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

ス及び福祉サービスが提供されるようにすること（推進法第17条）。

さらに、再犯防止推進の人的・物的基盤の整備について、次のとおり規定している。

① 犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、人材の確保、養成及び資質の向上を図ること（推進法第18条）。

② 矯正施設等の再犯防止関係施設の整備を推進すること（推進法第19条）。

以上のほか、国の施策について、次のとおり規定している。

① 再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関の情報共有や施策の実施状況及び効果の検証、効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進すること（推進法第20条）。

② 犯罪をした者等のうち社会内での指導及び支援が再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるようにすること（推進法第21条）。

③ 再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、協力を得られるよう必要な施策を講ずるとともに、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めること（推進法第22条）。

④ 保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等を講ずること（推進法第23条）。

また、地方公共団体の施策については、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずるよう努めなければならないと規定している（推進法第24条）。

資1-6

「再犯の防止等の推進に関する法律」概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

出典：法務省資料による。

第3節 再犯防止推進計画の策定

1 策定の経緯

政府は、推進法の施行を受け、2016年（平成28年）12月、犯罪対策閣僚会議の下に、法務大臣が議長を務め、関係府省庁の局長等を構成員とする「再犯防止対策推進会議」を新たに開催した。そして、2017年（平成29年）2月から、再犯防止推進計画の案の具体的内容を検討する場として、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）を開催した。

検討会では、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進、修学支援及び効果的な指導の実施、民間協力者の活動及び広報啓発の推進、地方公共団体及び関係機関の体制整備等の検討テーマを毎回設定し、計9回にわたる議論を行い、パブリックコメントを実施し、再犯防止推進計画の案を取りまとめた。そして、2017年12月15日、政府として初めて再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を閣議決定した（資1-7参照）。

資1-7 「再犯防止推進計画」策定の経緯

平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布・施行

平成29年 2月 「再犯防止推進計画等検討会」の設置

⇒法務副大臣を議長、法務省大臣官房審議官（総括担当）を副議長とし、関係省庁の課長等及び有識者で構成

平成29年2月（第1回）

- ①再犯防止施策の現状について
- ②再犯防止推進計画の案の検討の進め方について

平成29年3月（第2回）

犯罪をした者等の就労・住居の確保等について

平成29年4月（第3回）

犯罪をした者等の保健医療・福祉サービスの利用の促進等について

平成29年5月（第4回）

- ①犯罪をした者等に対する学校等と連携した修学支援の実施等について
- ②犯罪をした者等に対する効果的な指導の実施等について

平成29年6月（第5回）

- ①民間ボランティアの活動の促進等について
- ②広報・啓発活動の推進等について

平成29年7月（第6回）

- ①地方公共団体における推進体制の整備等について
- ②関係機関の人的・物的体制の整備等について

平成29年8月（第7回）

「再犯防止推進計画の案」について①

平成29年9月（第8回）

「再犯防止推進計画の案」について②

⇒検討会としての「再犯防止推進計画の案」を中間取りまとめ

平成29年10月
～11月

パブリックコメント実施
提出された御意見・御要望を踏まえ、「再犯防止推進計画の案」を修正

平成29年11月（第9回）

「再犯防止推進計画の案」について③

⇒検討会としての「再犯防止推進計画の案」を取りまとめ（115施策）

平成29年12月15日 「再犯防止推進計画」が閣議決定

出典：法務省資料による。

2 推進計画の概要

推進計画（資1-8参照）では、推進法に掲げられた基本理念を基に5つの基本方針を設定している。基本方針は、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものである。

5つの基本方針は次のとおりである。

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- 5 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

その上で、推進計画では、合計115に及ぶ再犯防止施策を、推進法第2章が規定する基本的施策に基づき、7つの重点課題に整理して掲げている。

7つの重点課題は次のとおりである。

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 6 地方公共団体との連携強化等
- 7 関係機関の人的・物的体制の整備等

推進計画では、盛り込まれた施策のうち、実施可能なものは速やかに実施し、実施のために検討を要するものについては、単独の府省庁で行うものは原則として1年以内に、複数の府省庁にまたがるものや大きな制度改正を必要とするものは原則として2年以内に結論を出し、それぞれ、その結論に基づき施策を実施することとしている。そして、各施策の速やかな実施により、「総合対策」及び「宣言」において設定された数値目標の確実な達成を図ることとしており、推進計画では、施策の成果指標として、

- ・ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ・ 新受刑者中の再入者数及び再入者率

- ・出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率などを設定している。

なお、推進法第7条第6項が、少なくとも5年ごとに再犯防止推進計画に検討を加えることとして、推進計画の計画期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）末までの5年間である。

資1-8 「再犯防止推進計画」概要

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・更生保護事業の在り方を見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・アセスメント機能の強化
- ・特性に応じた効果的指導の充実
- ・効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・地域のネットワークにおける取組の支援
- ・地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

出典：法務省資料による。